

令和4年度
永平寺町社会福祉協議会
事業計画

はじめに

近年続いている新型コロナウイルス感染の広がりによる影響などで、従来の福祉課題もより一層複雑化している。また、地域生活や福祉活動においてもコミュニケーションや様々な交流の機会の自粛や休止を余儀なくされるなど、これまで経験したことのない状況も続いている。

しかし、少子高齢化や社会構造の変化、新しい生活様式に変わっていく今だからこそ、「アフターコロナ、ウィズコロナ」を想定した交流、参加、学びの機会のコーディネートといった実践を通じて、積極的に「地域共生社会」の実現に向けて「地域における公益的な取り組み」を意識しながら、各部門ごとの事業を通して取り組んで参ります。

今年度は、組織全体の重点目標として、「①法人の基盤強化 ②支え合いの地域づくり ③伴走型の個別支援 ④安心と安全な介護サービスの提供 ⑤災害への備え ⑥スクラップ&ビルド ⑦チーム社協」を特に掲げ、未来に向けた価値ある一年としていきます。

さらに、様々な取り組みや生活課題に対応していくためには、福祉関係者、福祉およびボランティア団体、住民組織、福祉施設、そして行政との連携は不可欠であり、「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける」よう、連携と協働も重視していきます。

今年度は、第2次社協発展強化計画(令和5年～9年度)の策定年であり、第1期の評価を行うとともに、組織体制、財務、各事業の方向性など重要事項について、多方面から点検、検証、分析と意見聴取等も行いながら策定にあたり、今後も「お互いさまのまちづくり」のスローガンのもと取り組んで参ります。

使命・経営理念

1. 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、その達成のため、永平寺町社協の事業は以下の理念に基づき展開してまいります。

(1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉活動団体はもとより福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型の福祉社会を実現すること。

また、教育機関と連携しながら積極的に福祉教育を実践し、次世代のマンパワーを育成する。これにより福祉が永平寺町において文化として定着すること。

(2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現すること。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される地域に根ざした支援体制を整備すること。

(4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦すること。

2. 組織特性を活かした組織運営の実現

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性を活かした組織運営が求められております。

(1) 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、積極的な情報公開や説明責任を果たします。

(2) 事業経営について責任ある組織的な判断を可能とするために事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営をめざします。

事業体制

永平寺町社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うために、以下のような部門をもった事業体制を確立する。

(1) 法人運営部門（法人運営課）

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門。

(2) 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進課）

地域住民や地域のあらゆる団体・組織およびボランティアと協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた取り組みを計画的に行う地域福祉を総合的に推進する部門。

(3) 福祉サービス利用支援部門（地域福祉推進課）

福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門。

(4) 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス課）

介護保険・障害福祉サービスをはじめ、多様な在宅福祉サービスを提供する部門。

(5) 地域包括支援センター（町受託）

介護予防、総合相談、権利擁護、包括的マネジメントを業務の柱とし、地域で高齢者とその周囲の人々を支援する部門。

事業計画の内容

法人運営事業

1. 法人運営事業

法人運営事業は、理事会、評議員会等の開催のほか、経理事務をはじめとする財務管理、職員の採用や研修・能力開発、人事考課などの人事管理、所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務など、法人運営とともに社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたります。

- (1) 評議員会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 監査の実施（決算監査・中間監査）
- (4) 永平寺町社協発展・強化計画の進捗管理
- (5) 評議員選任・解任委員会の開催
- (6) 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会
- (7) 事務局の強化

◆ 職員の採用計画の検討

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し、計画的な職員採用を検討する。

◆ 資格取得支援

高難度化する福祉・介護系資格取得に向け、受験資格要件や合格体験などの受験情報の提供や、受験を目指す職員のサポートを行っていく。また金銭面の援助を行い、多くの有資格者の輩出を目指す。

◆ 人材確保に向けた社協 PR

オンラインを活用した動画による企業説明会や福井県立大学キャリアセンター等との連携により、広い層の求人増を目指す。

(8) 社協会費の加入促進

社協会費への加入促進と、特別会費・賛助会費への増強を図っていくために、社協会費について普及活動を行う。そのため、社協会費についての分析・検討。他市町社協の会費の活用法など、調査研究を行う。

(9) 働きやすい職場づくり

◆ ハラスメント対策窓口の設置

パワーハラスメント防止対策の法制化に伴い、社協内ハラスメント総合窓口を設置し、職員に対する相談機能強化を図る。

◆ メンタルヘルス対策事業

労働安全衛生法に基づいた、衛生委員会の定期開催とストレスチェックの実施により、職員の心と体両面の健康保持・増進を図る。

◆ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

職員の連続休暇の取得が容易となるよう、有給取得勧奨を引き続き行うほか、育児・介護等規則に基づいた休暇制度のさらなる活用に向け関連制度の周知を図る。

◆ 特定個人情報保護強化

関連法（個人情報保護法・番号法など）を遵守し、組織的な個人情報漏洩対策を行う。

◆ テレワーク環境の構築

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、情報通信技術を用いて時間や場所にとらわれない働き方ができるよう環境整備を推進していく。

◆ 健康経営の推進

職員の健康増進を経営的視点でとらえ、日々の健康管理を組織的に取り組むことで、職員の活力向上や生産性向上等の活性化を図ります。また「健康づくり宣言」を実施し、安心して働ける職場を内外にアピールすることで人材の確保につなげていく。

(10) 社会福祉大会の開催

令和4年秋ごろ開催予定の福祉まつりと併催。また今後、町の表彰式と同時開催に向け協議していく。

(11) 部会・委員会の開催

事業の推進にあたり、幅広く地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加、協働による地域福祉を推進するために部会・委員会を開催する。

(12) 災害時における各種関係機関との協力体制の確立。

- ◆ 県内市町社協との協定
- ◆ 行政をはじめ、各機関・各団体、民生委員、福祉委員との連携強化を図る

(13) 災害ボランティア連絡会の事務局運営

- ◆ 連絡会の開催
- ◆ 災害ボランティア研修会

(14) 経営基盤の強化

- ◆ 公認会計士・税理士による経営・会計指導・内部監査の実施の継続。
- ◆ 自己財源の確保→ 特別会費および賛助会費の募集の強化。

2. 永平寺事務所運営事業

永平寺地区の地域福祉の窓口として統括運営する。

3. 企画調整事業

各部門相互の事業展開の総合的な調整や、法人としての将来ビジョンを検討するなど、組織全体の企画・調整の役割を果たす。令和4年度は、第2次発展強化計画策定に向け、経営の基盤となる組織体制、財務、各事業の方向性について、改めて多様化する福祉ニーズへ即応できる組織体制を検討し、地域福祉を推進する社協ならではの事業活動を実現するため協議を行っていく。

(1) 関係団体への援助協力

町内の社会福祉施設および事業所に従事する職員などの資質向上を図るため当会主催の研修参加周知。(例：OJT研修等)

(2) 苦情解決体制の整備

- ◆ 社会福祉法第82条に基づき、当会が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努める。
- ◆ 情報公開の一環として、広報誌等により苦情およびその処理状況を公開する。
- ◆ 第三者委員会の定期的開催

(3) リスクマネジメント体制の強化

- ◆ 経営リスク全般を見渡し、個人情報への漏えい、事故防止に向け体制整備を図る。
- ◆ ITを活用する上での個人情報を取り扱うリスクやサイバーセキュリティ事故についての知識・対応について研修の機会を作っていく。

(4) コンピュータネットワークの運用・活用

- ◆ オンライン（ZOOM）での会議、研修等の環境を整備し、職員同士の連携や積極的な研修参加の機会を作っていく。
- ◆ 各事務所に Wi-Fi 環境を整備し、災害時に町民へのインターネット通信環境の提供を行う。

(5) 第2次社協発展（基盤強化）計画の策定

- ◆ 発展・強化策定委員会にて社協活動発展（事業・経営）のための中期計画を策定。

(6) 新規事業・収益事業の調査・研究・企画

- ◆ モデル事業や助成金事業の積極的な活用の導入。
- ◆ 新規事業（及び継続事業）ごとにプロジェクトチームの設置（課・事業所を越えた「横の連携」）

4. 企画広報事業

(1) 広報誌「ほほえみ」 隔月発行（点訳版も発行）

課を越えた横断的な連携により、幅広い福祉情報を集約し発信していく。

(2) オンラインツールを利用した情報発信

ホームページ、Twitter、Facebook、Youtube 等、年代別に利用率の高いオンラインツールを積極的に活用し、幅広い年齢層を対象に福祉情報の発信に努めていく。また、事業所ごとに動画を撮影し、ホームページや SNS 等で幅広い世代に情報を発信していく。

(3) マスメディアの活用（新聞社への投げ込み、ケーブル TV 放映等）

(4) 動画情報の積極的な活用

動画を積極的に活用し、町民にとってわかりやすくイメージのしやすい情報提供に努めていく。

(5) 広報誌および SNS 等に関して編集・活用技術の向上を目指す

広報誌発行や SNS 活用に関して研修会への参加や検討会を行っていくことで、地域住民にとってわかりやすく活用しやすい情報提供を行っていく。

5. 研修事業

社会福祉援助技術実習生等の受け入れ

社会福祉の専門職を目指す学生に対し、実習プログラムを通して社会福祉士とし

て求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

6. 福祉まつり事業

ふれ愛フェスタ 2022（仮称）の開催

新型コロナウイルスの影響により、直近の2年間は開催を見送る形となっている（令和3年度は社会福祉大会として開催）。従来社協が取り組むべき「人と人とのつながり」「共生と共感」の地域づくりを推進するためにも、より福祉に特化した形で、参加者をなるべく絞るなど感染症対策に十分留意した上での企画運営を目指す。なお、イベント企画については社協内でのプロジェクトチームを編成し横断的連携のもと進めていく。

- ・開催日 令和4年秋ごろ
- ・場所 上志比文化会館サンサンホールおよび周辺駐車場

7. やすらぎの郷管理運営事業

社協本所としての機能のほか、上志比地区の地域福祉の窓口として統括運営する。

地域福祉活動事業

1. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動計画の目標達成に向けた取り組み

- ◆ 令和4年度においては本計画の進捗具合を確認する時期とする。確認するプロセスを通して、必要な見直しや軌道修正を行い、住民への再普及を図る。
- ◆ 有識者（大学教員）をアドバイザーとして迎え、適正な確認、評価の具体的な手法や助言を得ながら、必要となる取り組みを行う。

(2) 福祉委員活動の推進

- ◆ 地域内での気がかりなこと等をキャッチできるアンテナ役として福祉委員を設置、その活動を推進する。「みつける」「しらせる」「つながる」「ひろめる」ことを活動のポイントに据えた福祉委員とのやりとりを通して、地域内での気がかりなこと等の解決事例を積み上げていくと共に、地域を見守るキーパーソンとなるよう支援、育成を図る。
- ◆ 福祉委員とのやりとりの起点となる「活動報告書」の活用促進を図る。報告はインターネット（google フォーム）、福祉委員専用の公式 LINE の他、電話やメール、FAX 等従来からある手段以外にも多様な連絡手段を設け、それぞれの福祉委員の生活スタイルに合ったやりとりができるようにする。
- ◆ 旧3町村各地区の地域の特性に合わせた内容の研修会を開催

- ◆ 社協事業への協力呼びかけ。民生委員児童委員等との連携も図る
- ◆ 福祉委員だよりの発行

(3) 地域支え合い活動の推進

- ◆ 町民自らが地域の福祉（生活）課題に気づき、その解決に向けた取り組みができるよう、話し合いや活動の場を設けるなどして、町民と協働して地域福祉を推進していく。
- ◆ 小地域福祉活動の展開を検討する小地域福祉委員会を設置する自治会に対して、活動助成金を交付する。併せて、委員会への訪問や代表者へのヒアリングを通して、活動上の悩み（展開内容、担い手不足等）に向き合い、社協としてできるサポートを模索しながら提供を図る。また、小地域福祉委員会未設置の自治会に対しては、小地域福祉委員会を設置することの必要性を発信して、立ち上げに向けて中長期的な伴走支援を行う。
- ◆ 生活支援コーディネーターと連携・協力して、生活支援体制整備事業（地域包括支援センター所管事業）の充実を図る。地域福祉コーディネーターは特に第2層、第3層での取り組みを意識する。町民が主体となった協議体（地域支え合い座談会やボランティア団体等）に働きかけ、「こういう活動を通じて地域を元気にしたい」という町民の想いに寄り添いながら実際の活動につなげる。そのために、積極的に地域へ足を運び、多様な社会資源の把握に努め、それらを「地域の宝」として発信しながら活動内容への組み込みを図る。

2. ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、ボランティアの力がほしい人からの相談を受け、それらのコーディネートを行う。個人や団体のボランティア活動の場を調整・開拓すると同時にボランティアが必要というニーズを把握するため、コーディネーターが直接足を運ぶなど積極的なボランティア活動の推進業務を基本とする。『コロナ禍でもつながりを絶やさない』をテーマに、「活動の見える広報啓発」「思いやりの心を育む福祉（防災）教育」「みんなができるちょボラ活動の推進」を重点目標として、各種事業の展開を図る。

(1) ボランティアセンター運営委員会の運営

運営委員会の開催（3回/年）

(2) ボランティア活動に関する相談、登録、コーディネート

- ◆ 福祉施設ボランティア受け入れ担当者連絡会議
- ◆ ボランティア活動者交流会

- ◆ ボランティア体験 2022（県ボランティアセンター主催）のコーディネート
- ◆ ボランティア団体、NPO 団体等の活動支援

(3) ボランティア活動に関する広報啓発、情報提供

- ◆ 各種媒体を活用した広報啓発活動
（社協広報誌ほほえみ、社協 Facebook、えい坊チャンネル等を活用する）
- ◆ ボランティアセンターホームページのリニューアル
- ◆ ボランティアセンターin 白樫祭（福井県立大学祭）
- ◆ 各種助成金の情報提供
- ◆ 社協広報誌ほほえみ点訳業務委託（点訳サークル松岡サンライトと契約）

(4) ボランティア講座、研修会の開催

- ◆ 福祉教育サポーター養成講座
- ◆ ボランティアリーダー研修会
- ◆ 親子ボランティア（ちょボラ活動）講座
- ◆ 教職員向け福祉教育講座
- ◆ シニア向けボランティア講座（2回/年）

(5) 福祉教育、学習の推進

- ◆ 町内全小学校 4 年生を対象に、「防災（避難所での要支援者への支援について）」をテーマとした福祉（防災）教育
※小学校ごとに 2 回シリーズ
※実施に際しては社協の各課、各事業所の職員にも応援を要請
- ◆ 小中学校や地域での福祉教育、学習の支援
- ◆ 車いす、高齢者疑似体験セット、点字体験セットの貸出や講師の派遣調整

(6) 積雪時における除雪ボランティア体制の整備

- ◆ スノーバスターズ（除雪ボランティア）始動オリエンテーション
- ◆ スノーバスターズの活動調整

(7) ちょボラ活動（収集ボランティア活動等）の促進

- ◆ エコキャップやプルタブの回収活動、チラシで作るゴミ箱作成等の促進を図る
- ◆ エコキャップ、プルタブ回収 BOX 設置場所の新規開拓
- ◆ 普及エコポスターの掲示、配布

(8) ボランティア活動保険の加入窓口

ボランティアセンター登録者の活動保険料（350 円）を助成

3. 緊急連絡情報カード設置普及事業

利活用度も少なく、現在の在庫分をもって事業の廃止

4. 地域ふれあいサロン事業

主に高齢者の身近なところでの集いの場づくりを目的に、自治会内のセンター等において、ボランティアや福祉委員、民生委員児童委員等の協力のもと、レクリエーションや健康体操などの内容を展開。高齢者の社会参加と健康維持（介護予防）を図り、閉じこもりや地域内での孤立の防止に向けた支援を行う。既存のサロンに対しては、職員の派遣や茶話会中心の内容の提案を行い、持続可能な無理のない運営支援を行う。コロナウイルス感染拡大を転機に活動が休止しているサロン、担い手不足や参加者の減少により活動の縮小を余儀なくされているサロンなどに対しては、その実態の把握を強化して、必要となる支援を図る。なお、コロナウイルスの感染拡大により、集合型サロンの代替として参加者相互の見守り活動を取り入れた支え合い活動（サロン継続のため）も引き続き推奨する。

- ◆ 地域ふれあいサロン補助金の交付
- ◆ サロン代表者会議の開催
- ◆ サロンリーダー研修会の実施
- ◆ サロン通信の発行
- ◆ 活動の休止や縮小しているサロンへの介入、新規立ち上げの支援

5. 物品貸出事業

社協保有の福祉機器（車いす、スロープ）を町民に無料で貸し出すことで、在宅での生活を支援する。また、地域での福祉活動や町民同士のつながりを促進する働きかけの一環として、レクリエーション用品や視聴覚機器等を無料で貸し出す。

- ◆ 地域での福祉活動を支援するための各物品の無料貸し出しや物品の購入
- ◆ 福祉車両の無料貸し出し。（有料道路代、ガソリン代は除く）
- ◆ 視聴覚機器（プロジェクター、スクリーン、スピーカー、DVD プレイヤー）の貸し出し
- ◆ 各自治会への積雪時支援として、除雪機の貸し出し。（申請は自治会、ボランティア団体に限る）
- ◆ コロナ禍でのサロン支援として、上記の視聴覚機器と併せてDVDの貸し出し
- ◆ 感染状況によってサロンの集合型が難しい場合、配布用に脳トレ本のコピーをお渡し

6. 団体事務事業

住民団体の円滑な運営を補佐し、住民活動の促進を図る

- ◆ 永平寺町遺族連合会
- ◆ 永平寺町英霊顕彰奉賛会

- ◆ 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会

7. 子ども見守り強化事業

永平寺町子ども見守り宅食支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等を踏まえ、地域の関係機関やボランティア等と協働を図りながら「宅食」と「学習支援」2つの取り組みを展開して、子どもの見守り体制の強化を図る。

(1) 宅食

主にひとり親家庭の対象児童宅を月1回訪問する。上志比地区と永平寺地区を中心に展開（松岡地区はNPO団体が展開）。宅食を通して、対象世帯との関係性を深めながら、見守り体制（対象者が抱える悩み、心配ごとに対する早期発見・予防対応）の強化を図る。

(2) 学習支援

町内小学校の協力も得て参加を呼びかける。長期休暇中（夏休み等）の宿題や苦手科目の克服、学期末の復習をするため、拠点型の学習支援を実施。学習支援を通して、大人と子ども、相互の信頼関係に基づく安心安全な居場所づくりも図る。

8. 一般配分金事業

(1) 障がい児者の親子の社会参加事業

(2) 障がい児者の社会参加と保護者の親のリフレッシュ事業（重症心身障がい児者）

(3) コロナ禍でもつながりを絶やさない見守り訪問事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高齢者、障がい者、ひとり親家庭等に対してつながりを持ち続け、食料等の支援を行う。

9. 歳末配分金事業

(1) ひとり暮らし高齢者への歳末おせち事業

(2) 障害児者福祉施設への激励訪問事業

当町出身者が入所している障がい児者福祉施設を訪問。

(3) 広報誌の発行事業

10. 災害配分金事業

火災等の災害に対して臨時に援助する。

福祉サービス利用支援事業

1. 福祉総合相談事業

民生委員児童委員や弁護士等と連携し、暮らしの心配ごとや困りごと等の相談に応じる。事業で対応できない相談があっても、迅速に関係機関へつなぎ連携し、相談者の想いに寄り添った支援を行う。さらに、地域住民の立場で福祉（生活）課題を捉え、誰もが住みよいと感じる地域を見据えた啓発事業を展開する。

社協事業を有効かつ総合的に結び付け、解決に向け歩む総合相談を目指す。

(1) 「心配ごと相談」

各事務所だけでなく、訪問先など様々な場で随時相談を受け付け、その内容に応じて、民生委員児童委員やその他の関係機関へつなげ、連携を取りながら対応を図る。

(2) 弁護士による「無料法律相談」

弁護士による無料法律相談を、各地区持ち回りで毎月第4木曜日に実施する（年間12回実施）。永平寺（老人福祉センター）、上志比（本所）での開催時は電話相談も受け付ける。また、必要とする人に当事業を利用してもらえるよう、普及啓発に力を入れる（ポスターの掲示、パンフレットの配布等）。

(3) 講座（セミナー）の開催（年1回）

町民の関心に即した内容のセミナーを開催し、福祉に関する情報発信、啓発活動を行うことで、町民の福祉に対する意識向上を促す。また、コロナ禍の状況を鑑み、今年度も配信型（ケーブルテレビでの放映）の形式を取る。

2. 日常生活自立支援事業

永平寺町民の方を対象に、判断能力が不十分な高齢者・障がいのある方が、福祉サービスを利用しながら自立した日常生活を送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類等預かりなどを中心とした生活支援を行う。

また、権利擁護支援策の充実に向け、同事業と成年後見制度との連携を深め、状況に合わせたスムーズな制度間移行を目指していく。

なお、同事業において、利用者数は増加傾向にあり、今後の事業安定運用を図るためにも、昨年度に続き生活支援員の確保と育成に注力していく。

3. 小口資金貸付事業

一時的な生活困窮に陥った人を対象に、当会緊急小口福祉資金規程に基づき、資金を貸し付け、世帯の自立更正を図る。また、必要に応じて食糧等の提供を行い切迫性のある事

項に対して支援を行っていく。

- (1) 緊急を要する生活困窮世帯を救済するため、食糧等の提供支援
- (2) 利用者が自立した生活を営むことができるように、貸付者へは適切な支援計画を作成し自立に向けた支援

4. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯・身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・高齢者世帯及び離職者世帯等を対象に、それぞれが必要となる費用を貸し付ける。

また、新型コロナウイルスの影響による減収や休業者等を対象に特例貸付については、令和3年度をもって受付終了の予定であったが、今般の経済対策の一環によりさらに受付期間が延長され令和4年6月末までの期間となった。令和4年度については引き続き特例貸付の相談対応を行うとともに、償還が開始される年度となる。そのため、債務者のスムーズな償還に向けた各種相談や、必要に応じた免除申請の援助なども併せて実施していく。

総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費・就学支度費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

- (1) 生活福祉資金調査委員会の運営
- (2) 生活福祉資金の広報活動
- (3) 貸付相談
- (4) 償還免除支援（特例貸付）
- (5) 償還指導

5. 福祉サービス利用料負担金軽減実施事業

当会が実施する各種福祉サービスを経済的理由によって利用が難しい低所得者を対象に利用負担金の補助を行う（1か月限度額 10,000円）。また、対象者への助成だけでなく、本人の自立生活へ向けて助言等を行っていく。（自立促進）

対象事業（福祉サービス利用料負担軽減実施事業規程より抜粋）

- (1) 会食サービス
- (2) 配食サービス事業
- (3) 寝具洗濯サービス事業
- (4) 外出支援サービス事業
- (5) ホームヘルプ事業
- (6) 障害者等居宅介護事業
- (7) 通所介護事業
- (8) 訪問入浴介護事業
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業

- (10) 福祉サービス利用援助事業
- (11) その他の新規生活支援事業

6. 成年後見サポート事業

権利擁護の視点から成年後見制度の活用は年々重要なものとなっている。しかし一方で、法人後見として対応するには多くの課題があり、すぐに成年後見サポート事業の再着手に臨むことは難しい状況である。

令和 4 年度においては必要とする方の制度利用につなげるために行政・地域包括支援センター・関係機関等と連携しながら制度の普及啓発や相談支援を行うとともに、今後の事業の方向性についても検討していく。

在宅福祉サービス事業

1. 在宅福祉サービス事業

(1) 「社協」の介護保険事業における事業精査

現発展・強化計画の最終年度にあたる令和 4 年度は、次期計画に向け、介護保険事業における介護給付サービスの、採算性、地域におけるサービスの整備状況、地域福祉を推進していく上での戦略性といった観点から事業精査をおこない、セーフティネット機能や利用者地域相互の関係性を築くといった社協特性を生かしたサービス展開を目指していく。

(2) 介護分野における規制緩和・事務簡素化に向けた検討

介護の現場において、書類の多さや手続きの煩雑さが課題となっており、今後少子高齢化が進展するにつれて介護分野での人手不足がさらに深刻化することを踏まえ、ケアマネジャーや介護福祉士が現場での相談やサービス提供に専念できる環境を整備することが不可欠である。

また、昨年度より各事業所において導入・本格稼働となったタブレットや今期導入予定である勤務表作成ソフト等、更なる ICT 利活用を推進し、業務効率化を図っていく。

(3) 災害時（感染症・自然災害）における対応・体制強化

未だ終息の目途がたたない新型コロナウイルス感染症に対する対応を常にアップデートし、引き続き感染症対策に努めるとともに、事業継続計画（BCP）についても課を超えた横断的な連携により、社協全体として実効性のある計画策定を目指していく。

災害時（感染症・自然災害）の在宅ワークができる環境整備も検討していく。

(4) 介護職員を対象とした「介護職員処遇改善支援補助金」を新規申請し、継続受給予定の介護職員処遇改善手当等と併せ職員の処遇改善を図る。

2. 配食サービス事業

安否確認の継続強化

令和元年度より契約開始した就労継続支援多機能型事業所との連携を更に加速させ、より安否確認を強化する。

配達ボランティアの継続にて、住民目線での安否確認を強化していく。

3. 介護用品支給事業

※事業内容の変更により廃止

4. 寝具洗濯サービス事業

ニーズにあわせたサービス提供

申請方式での利用を継続（独居高齢者世帯および要介護3以上の方のサービス）サービスの時期変更（秋→春）により、寝具洗濯サービス利用を再度周知。

5. 外出支援サービス事業

各種関係機関との事業精査

免許返納による代替えサービスの一つとして利用推奨していく。

現事業方式の見直しの必要性を踏まえ、利用者様が自立しやすい外出支援サービス方式を行政と共に検討する。

6. 家族介護(交流)教室事業

(1) 家族介護者教室事業

- ◆ 他事業所、機関等とのタイアップを強化し、相談できる機会を周知する。
- ◆ 介護者のニーズに対応すべく、アンケート調査の実施。

(2) 家族介護者交流事業

コロナ禍の中での開催をするため、介護者様の心身の元気回復（リフレッシュ）できる内容や知って得する内容を事業化する（薬、認知症に関すること、介護保険の事業内容説明会など）

ホームヘルプ事業

1. ホームヘルプ事業

(1) 業務 ICT 化の推進

介護ソフトを利用しながら、利用者の様々な情報をヘルパーと共有、連携、支援の統一を軸に円滑に出来るようにする。

(2) 各加算等の継続取得

令和 3 年度に続き、特定事業所加算、介護職員等特定処遇改善加算の継続取得を目指す。

(3) 介護の未来を拓く働き方の検討

自立支援居宅介護事業とともに、365 日訪問体制から継続可能な体制への変更を検討していく。

2. 介護保険対象外ホームヘルプ事業

提供サービスの維持、安定化

利用者のニーズを拾い、情報共有を強化し、提供可能な範囲内でのサービス提供に努める。

松岡デイサービス事業

(1) あん摩マッサージ師による独自サービスの展開

あん摩マッサージ師の正式採用により、当センター独自のサービスとして PR 発信を強化し、新規利用者獲得に努める。今後の展開としては、当会他デイサービスでのサービス提供も視野に入れ進める。

(2) 一人暮らし世帯等への支援

一人暮らし世帯等のご利用者へ、昼食以外の食の提供といった生活リズムや栄養改善となる方策を検討。

(3) 施設設備の維持管理

町指定福祉避難所でもある当センターにおいて老朽化箇所の定期点検に加え、町行政との施設設備維持に関する協議を継続していく。

永平寺デイサービス事業

(1) 特色あるサービス提供

季節を感じる食材を使ったバイキング&おやつの提供を継続し、当センターの特色である「食」を楽しむことのできるサービス提供。

(2) 多様な雇用形態によるサービス提供体制の強化

旧永平寺地区の地理的メリットを活かした、幅広い地区からの受入れができるよう、雇用形態の多様化を図り、体制強化に努める。

(3) 経営環境の変化への対応

経営的視点からの事業所運営について再考し、指定管理業務の継続可否を含めて、局内において協議検討していく。新規利用者の大幅な減少の課題を踏まえ、ご利用者様・ご家族様のニーズに近くなるよう、特色のある事業所にしていく。

令和4年度には、定期的な経営シュミレーション等により、社協が運営する介護保険事業所の在り方を検討する。

上志比デイサービス事業

(1) 安全な職場環境の整備と、安心・安全な介護の提供

施設内の老朽化箇所の点検に加え、専門業者と連携を図り、長期使用の特殊浴槽等の定期点検の実施。又、送迎車両の小型化を図り、より安全設備の整った車両とし車両事故リスクの軽減に努める。

(2) 職員の質の向上及び介護者との関わり強化

最新の介護技術の知識を職員間で共有できるよう、社内外研修の積極的受講。

職員間においてコミュニケーション強化とし、事業所内での定期面談の実施。又、定期的なアンケート調査を行い、利用者・介護者双方の思いを取り入れる仕組みの構築。

(3) 経営環境の変化への対応

経営的視点からの事業所運営について再考し、指定管理業務の継続可否を含めて、局内において協議検討していく。職員不足等の課題や新規利用者の大幅な減少、軽度化している現在の状況を整理する。

令和4年度には、定期的な経営シュミレーション等により、社協が運営する介護保

険事業所の在り方を検討する。

小規模多機能型居宅介護事業

(1) サービス提供体制の強化

【通い】【訪問】、そして特に【泊り】のサービス提供強化とし、事業特性を生かした幅広いニーズに応えられる運営を目指す。

(2) 介護相談所としての機能発信

運営推進会議や「ほっこり新聞」を通して、地域との密接な関わりを維持し、地域住民の方が気軽に寄り合える事業所としての発信をしていく。

(3) 町内施設との連携の強化

よりよいサービスに繋げるために町内の同施設との連携を図っていく。

えいへいじ訪問入浴介護事業

(1) 段階的事業縮小に伴う他事業所との連携強化

利用者の受入が可能となる体制整備と併せて、町内外事業所との繋がりを持ち、必要に応じた情報共有をしていく。

(2) 訪問入浴車両の効率的稼働に向けた検討

他サービス、事業所との併用運用検討

障害福祉事業

1. 障害者計画相談事業

障がい児（者）や難病疾患児（者）一人ひとりが抱える課題の解決や自己実現に向け、適切なサービスの利用支援を行う。また、行政、学校、地域、病院、障がい福祉サービス事業所等との多職種と連携に力点を置き、重層的な支援を目指していく。

また、令和4年度においては相談支援体制に大きな変化が及ぶこととなり、人材育成など事業所としても更なる強化に着手する必要がある。様々な研修や自己研鑽を積み重ねによる専門性の深化を図り、個々の支援の充実を目指すと同時に、当事業の在り方についても十分協議検討を行い、今後の方向性を具体的に定める年度とする。

○ 主な実施事業

- ◆ サービス等利用計画作成による利用支援および定期モニタリングによる継続支援
- ◆ 町自立支援協議会、各種連絡会等の多職種連携ネットワーク会議への出席
- ◆ 相談支援従事者初任者研修の受講
- ◆ 虐待防止研修会の実施
- ◆ 外部研修、内部研修の積極的参加による専門性の向上
- ◆ 学校や就労先など、利用者本人が日常的に活動する場での各種相談
- ◆ 障がい福祉サービスに関する基本相談

2. 自立支援居宅介護事業

(1) 職員の専門性の向上

サービスの質を意識し、専門職としての知識・技術・価値の追求。

(2) サービス提供体制維持にむけた運営方法の見直し

運営日の縮小等（日曜日等を除く）による、持続可能な体制を再構築。

3. 松岡自立支援生活介護事業

障害福祉サービスの拡充

松岡デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。

各種研修による職員の専門性向上を図る。

4. 永平寺自立支援生活介護事業

障害福祉サービスの拡充

永平寺デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。

各種研修による職員の専門性向上を図る。

5. 自立支援訪問入浴介護事業

事業体制安定化のための他事業所との連携強化

えいへいじ居宅介護支援事業

(1) アフターコロナを見据えた事業所運営

コロナ禍において分散業務や、非対面と新たなスタイルを確立していくなか、事業所運営の形も多様化できるよう、ICTの活用を加速化させる。

災害時（感染症・自然災害）の在宅ワークができる環境整備（タブレット・携帯・モバイル Wi-Fi ルーター等）できるよう検討していく。

(2) 多様化・複雑化する課題にむけた対応強化

一人暮らしや高齢世帯、8050 問題等の困難事例に対応すべく、積極的専門研修等の受講による職員育成・専門性の向上を目指す。又、経営的観点から、件数に応じた適正人員の配置も検討していく。

老人福祉センター運営事業

- (1) 空調設備の整備（相談室増設による）【484,000 円】
- (2) 高齢者の居場所づくりに送迎バスの時刻表の変更や買い物等の機会を周知するなど、上志比地区および松岡地区の住民の方への利用促進を図る。
- (3) 福祉避難所としての準備の定期的な確認作業。
- (4) 老人福祉センターの介護予防活動活発化（脳トレやサロン活動）
- (5) 男性や新規のご利用者様の増加に向けた P R 強化

地域包括支援事業

高齢者の増加、生産年齢人口の減少に対応した地域づくりを進めるために地域団体や関係機関との連携・協働を図りながら地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを引き続き進めていく。また多様化する相談が年々増えていく中、介護だけではなく福祉・健康・医療などさまざまな分野から生活支援を総合的に勘案しながら地域団体に加え、ボランティア、関係機関、サービス実施機関等と連携し必要な支援につなげていく。

令和 4 年度は特に以下の 4 点を重点事項として取り組んでいく。

- (1) 関係機関との協働による総合相談体制の強化
- (2) 住民同士が支えあえる地域福祉活動の推進
- (3) いつまでも住み慣れた地域で暮らし続ける医療と介護連携の推進
- (4) 自分らしい生活を維持できるよう介護予防の推進
(新型コロナウイルス感染症状況を注視しながら、状況に合わせた事業展開を行っていきます。)

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

◆ 地域におけるネットワーク構築業務

早期発見・見守り・支え合い活動を推進するため、医療、保健、福祉関係機関や民生委員、商店、企業などの地域関係者、ボランティア、地域の様々な関係者とのネッ

トワーク構築に努める。

◆ 実態把握業務

総合相談やひとり暮らし高齢者などの訪問、地域住民や関係機関からの情報収集などにより、高齢者の心身の状況や家族の状況などについて把握を行う。気になる高齢者については関係機関と連携を図り、早期の対応や見守り等を強化していく。また、地域に存在する隠れた課題やニーズの把握を行う。

◆ 総合相談業務

総合相談窓口として、本人や家族、民生委員をはじめ地域の方からの高齢者に関する相談に対応し、継続的な支援・調整を行う。また、介護者に対する支援の視点を持って相談業務にあたり、他機関と連携し支援を行う。地域の方々が気軽に相談しやすいよう、地域包括支援センターの周知を行うと共に顔の見える関係づくりに努める。

(2) 権利擁護業務

高齢者の権利を守るため、下記の取り組みを行う。

◆ 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理や成年後見制度の活用を支援する。

◆ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者を把握し、町福祉保健課と連携し早期に適切な対応を行う。

◆ 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費者被害に遭遇した場合には、警察や関係機関と連携を図り、被害回復に向けた支援を行なう。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

◆ 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

包括的・継続的なサービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努め、介護支援専門員が地域の社会資源を活用した支援ができるよう支援体制の整備に取り組む。

◆ 介護支援専門員に対する支援

- ・助言、指導、情報提供、同行訪問、カンファレンスへの出席などを行なう。
- ・介護支援専門員の定例会および資質向上のための研修会などを開催。
- ・主任介護支援専門員のネットワークの構築し情報共有を図る。

◆ 地域ケア会議の開催

- ・自立支援ケア会議

地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアプランを作成できるよう、実践力やアセスメント力の向上を目的に自立支援ケア会議を開催する。(年10回開催)

- ・個別ケア会議

解決困難な事例など、地域で支援の必要な高齢者の個別課題の解決を図るため、地域の多様な関係者が参加し、課題解決に向けた支援を検討すると共に、関係者同士のネットワークの構築や地域課題の把握も行う。(必要に応じ適宜開催)

※地域ケア会議で検討した個別ケースの課題を分析し、地域課題を明らかにしていく。

(4) 在宅医療・介護連携推進に関する業務

- ◆ 在宅ケア体制整備に向けた事業展開

医療・介護連携による在宅ケアの充実に向けて、地域の医療・介護関係機関、県などと連携した取り組みを行っていく。また、適切なサービスにつなげることができるように、専門的な機関や地域の関係者との連携体制を構築する。

- ・地域の医療・介護の資源リストの更新

- ・医療・介護関係者等多職種連携にかかる研修会の開催(年2回開催)

- ・地域住民を対象とした在宅ケア普及啓発講演会の開催(年1回開催)

(5) 生活支援体制整備事業

住民が主体となった生きがい、支え合い活動を推進。地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりを進める。

- ◆ 住民主体による支え合いのまちづくり活動の支援や新たな社会資源創出に向けた取り組み、並びに地域住民への啓発

- ◆ 各小学校区域において、「地域支え合い座談会」の開催および普及啓発を行い、地域課題の整理やニーズの把握などを行いながら住民と共に必要な取り組みについて模索していく。

- ・住民主体の支え合い活動を展開する団体の活動支援や研修会の開催。

- ・住民主体の集いの場(いきいき百歳体操、地域ふれあいサロンなど)の推進。

- ・社会資源、福祉課題の周知、把握、並びにすでにある協議の場への参画

- ・自立支援ケア会議など協議の場への参画し明らかになった地域課題に対して利用可能な地域資源などを検討していく。

(6) 認知症総合支援事業

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で認知症の方や家族を見守り支援していく体制整備に向けての取り組みを行う。

- ◆ 認知症サポーター養成講座の開催

子どもから大人まで幅広い年齢層に対して、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行う。(年6回開催)

- ◆ 広報誌やケーブルテレビなどで認知症の正しい理解について普及啓発する。
- ◆ キャラバンメイトの活動支援
認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトが主体的に活動出来るよう支援を行う。
 - ・キャラバンメイト交流会(年2回開催)
 - ・認知症サポーター養成講座の開催支援
- ◆ 認知症カフェの企画、運営の支援
認知症カフェの運営支援および未設置地区に認知症カフェ立ち上げの推進・支援。
- ◆ 認知症ケアパスの活用の推進
認知症の症状や困りごとに応じた、相談窓口やサービスのPRと周知。
- ◆ 認知症初期集中支援チームの配置
サービス利用や受診の拒否や対応困難なケースにおいて早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

(7) 指定介護予防支援業務

- ◆ 介護給付による介護予防支援(介護予防ケアプラン)
介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成し、計画に基づくサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行なう。
- ◆ 総合事業による介護予防ケアマネジメント
要支援者及び基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、適切な介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域資源等の情報を提供し、自立支援に向けたケアプラン作成を行なう。

2. 一般介護予防事業

全地域で介護予防につながる活動の場や機会を増やし、身近なところで介護予防を図ることが出来るよう、住民運営の通いの場の充実を図るものとする。

- (1) 元気高齢者を対象に運動器具を使用しての筋力トレーニング・運動習慣をつける。
 - ◆ もりもりトレーニング教室(新規参加者)
6月~8月 計12回 開催。
 - ◆ ぞくぞくトレーニング教室(継続参加者)
6教室開催。

- (2) 65 歳以上の高齢者を対象に音楽や運動による健康教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。（こつこつ教室 2 会場で実施）
- (3) 元気高齢者を対象にした、筋力アップに繋がる運動教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。（筋トレ教室 4 会場で実施）
- (4) 地域の高齢者自ら介護予防に向けた活動のため、おもりを使った筋力トレーニング教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。
 - ・いきいき百歳体操：2 会場増（現 21 会場）
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
 - ◆ 介護予防の取り組みを機能強化するため、介護予防教室における体力測定の実施や、地域ケア会議、住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による助言等を実施。
 - ◆ 各いきいき百歳体会場において年 2 回のリハビリ専門職による評価・助言。
- (6) 地域介護予防活動支援事業
 - ◆ 予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修会を開催
 - ◆ フレイルサポーターステップアップ研修会およびサポーターによるフレイルチェック
 - ◆ 介護予防に関する活動の普及・啓発や活動の育成・支援
 - ・地域ふれあいサロンの活動支援

4. 在宅介護支援センター事業

在宅の要介護高齢者若しくは要介護となるおそれのある高齢者または、その家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるとともに、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受け入れられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等を行い、地域の福祉の向上を図る。また、地域包括支援センターのブランチ（窓口）として、地域包括支援センターが行う業務に協力・連携して以下の業務を実施する。

- (1) 要介護高齢者等の実態を把握する。（ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の台帳備）
- (2) 要介護高齢者等が自立した生活を営む上での幅広い相談に応じ、適切な助言や支援を行う。

- (3) 町民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターにつなぐ。
- (4) 地域包括支援センターが行う高齢者の実態調査や初期の相談対応業務を協力・連携して支援にあたる。

基金運営事業

(1) 福祉基金事業

福祉基金規程に基づき、社会福祉事業の推進にあたり、必要とする費用の財源とする。

(2) 地域福祉事業安定化基金事業

地域福祉事業安定化基金規程に基づき、管理運用する。増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的発展を図るための財源とする。

(3) 介護保険事業安定化基金事業

介護保険事業安定化基金規程に基づき、基金の管理運用を行う。高質の介護保険サービスを安定して提供し続けることを目的とした積立金。

(4) 施設管理運営安定化基金事業

自己資産としての施設が増える中、その維持管理に必要な財源を確保することを目的とする。